

蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の指定)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第2号）又は蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（様式第3号）により、同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 法施行規則第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の更新)

第3条 法第115条の45の6第1項の規定に基づき指定事業者の更新を受けようとする者は、蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第4号）に、関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査

し、指定更新の可否を決定し、蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書（様式第5号）又は蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書（様式第6号）により、同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（変更の届出等）

第4条 第2条第2項の規定による指定事業者の指定（前条第2項の規定による指定の更新に係る指定を含む。）を受けている者は、法施行規則第140条の63の5第1項で定める事項に変更があったときは、10日以内に、蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第7号）により、町長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止届出書（様式第8号）により、当該廃止又は休止の日の1月前までに町長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、10日以内に、蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業再開届出書（様式第9号）により、町長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第5条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・停止通知書（様式第10号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

（事業者情報の公表及び提供）

第6条 町長は、第2条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者の情報のうち次に掲げる事項を

公表するとともに、愛知県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日又は指定の取消し等年月日
- (4) 事業開始年月日又は停止の期間
- (5) 運営規定
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他町長が適当と認める事項
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。